

# 川崎市資源集団回収事業連絡協議会設置要綱

## (目的・設置)

**第1条** この要綱は、市内の家庭等から排出される資源化物を回収する業者（以下「回収業者」という）の育成と資源集団回収事業を拡大し、資源循環型社会構築を目的とするため、回収業者等と川崎市が一体となり、川崎市資源集団回収事業連絡協議会（以下「協議会」という）を設置する。

## (事業)

**第2条** 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 資源集団回収に関する調査研究並びに情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 資源集団回収に関する指導相談及び研修会に関する事業
- (3) 川崎市環境局の施策に対する協力に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

**第3条** 協議会の会員は、次の者とする。

- (1) 回収業者で川崎市資源集団回収業者登録をしたもの
- (2) 前項の会員が回収した資源化物を受け入れる問屋等で、川崎市資源集団回収業者登録をしたもの
- (3) 川崎市環境局生活環境部長

## (変更事項等の届出)

**第4条** 会員は、住所又は氏名（法人又は団体にあつては、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、速やかにその旨を協議会事務局へ届け出なければならない。

## (退会)

**第5条** 会員は、退会しようとするときは、その旨を協議会事務局へ届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

## (役員)

**第6条** 協議会に役員若干名を置く。

- 2 役員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、回収業者の地区代表支部長については、市内に事業所を構える回収業者を充てる。

- (1) 回収業者の地区代表支部長 6名
- (2) 古紙・古布・アルミ缶の中間問屋代表 5名
- (3) 川崎市環境局生活環境部長 1名

## (会長及び副会長等)

**第7条** 協議会に会長1名、副会長2名及び会計1名を置き、役員の内選により定める。

- 2 会長は、本協議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、協議会の収支を経理する。

## (会計監査)

**第8条** 協議会に会計監査2名を置き、会員の中から選出する。

- 2 会計監査は、役員を兼ねることはできない。

## (役員の内選)

**第9条** 役員の内選は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の内選は、

残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

**第10条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(会議)

**第11条** 協議会の会議は、次のものとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 部会

(4) 支部会

(総会)

**第12条** 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出により出席に代えることができるものとする。

3 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、会長が招集する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき会長が招集する。

5 総会の決議事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告・事業計画

(2) 予算・決算

(3) その他重要な事項

(総会の議決)

**第13条** 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会議の議長は出席会員の中より選出する。

(役員会)

**第14条** 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、役員が過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状の提出により出席に代えることができるものとする。

3 議事は、出席した役員が過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

**第15条** 役員会の下に問屋業者部会及び回収業者部会を置く。

2 問屋業者部会は、紙・布・アルミ缶等の問屋をもって構成し、部会長及び副部会長を互選により選出する。

3 問屋業者部会は、協議会の事業に協力するため、部会員の連絡調整を図る。

4 回収業者部会は、地区代表支部長をもって構成し、部会長及び副部会長を互選により選出する。

(川崎市資源集団回収事業連絡協議会支部会)

**第16条** 回収業者部会に別表のとおり川崎市資源集団回収事業連絡協議会支部会

(以下「支部会」という。)を置く。

**(支部会の組織等)**

**第17条** 支部会は、その支部に登録された回収業者をもって組織する。

2 支部会に支部長及び副支部長を置き、互選により選出する。

3 支部会は、協議会の事業に協力するため、支部会員の連絡調整を図る。

**(事業年度)**

**第18条** 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**(事務局)**

**第19条** 協議会の事務局は、環境局生活環境部減量推進課に置く。ただし、第16条の支部会の事務局は、所管の生活環境事業所に置くものとする。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月25日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成8年4月9日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成14年5月14日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成15年5月13日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成26年5月27日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表（第 1 6 条関係）

川崎市資源集団回収事業連絡協議会支部会

支部会名	担当区名	所管生活環境事業所名
川崎支部会	川崎区全域	川崎生活環境事業所
幸・中原支部会	幸区・中原区全域	中原生活環境事業所
高津支部会	高津区全域	宮前生活環境事業所
宮前支部会	宮前区全域	
多摩支部会	多摩区全域	多摩生活環境事業所
麻生支部会	麻生区全域	